（高等専門学校設置基準の一部改正）

第九条　高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の二）	第一章　総則（第一条―第三条の三）
第二章　組織編制（第四条―第九条）	第二章　組織編制（第四条―第十条の二）
第三章　教員の資格（第十条―第十四条）	第三章　教員の資格（第十条の三―第十四条）
第四章　教育課程（第十五条―第十七条の三）	第四章　教育課程（第十五条―第十七条の四）
第五章　課程修了の認定等（第十八条―第二十一条）	第五章　課程修了の認定等（第十八条―第二十一条）
第六章　施設及び設備等（第二十二条―第二十七条の四）	第六章　施設及び設備等（第二十二条―第二十七条の三）
第七章　教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例（第二十八条）	第七章　雑則（第二十八条・第二十九条）
第八章　雑則（第二十九条）	
附則	附則
第一章　総則	**第一章**　総則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　この省令で定める設置基準は、高等専門学校を設置するのに必要な最低の基準とする。	［項を加える。］
（教育水準の維持向上）	（教育水準の維持向上）
第二条　高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百二十三条において準用する同法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、常にその充実を図り、もつて教育水準の維持向上に努めなければならない。	**第二条**　高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、常にその充実を図り、もつて教育水準の維持向上に努めなければならない。
2　前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるものとする。	2　前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行なわれるように努めるものとする。
（入学者選抜）	（入学者選抜）
第三条の二　入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百七十九条において準用する同令第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	**第三条の二**　入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
［条を削る。］	（教員と事務職員等の連携及び協働）
	第三条の三　高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該高等専門学校の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。